

青森県報

号外第十九号

令和三年
三月二十九日
(月曜日)

目次

告示

○令和3年度青森県一般会計予算ほか十六件の要領………(財政課) ……

告示

青森県告示第二百二十九号

令和三年二月青森県議会第三百五回定例会の議決を経た令和3年度青森県一般会計予算ほか十六件の要領は、次のとおりである。

令和三年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

令和3年度青森県一般会計予算

令和3年度青森県一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ718,600,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、125,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

(2) 第13款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用。

第1表 歳入歳出予算

歳 入	項 目	金 額 千円
1 県 税	1 県 民 税	139,044,152
2 事 業 税	1 事 業 税	35,151,233
3 地 方 消 費 税	3 地 方 消 費 税	20,714,446
4 不 動 産 取 得 税	4 不 動 産 取 得 税	30,038,982
5 た ば こ 税	5 た ば こ 税	1,972,580
6 ゴ ル フ 場 利 用 税	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	1,533,432
7 軽 油 引 取 税	7 軽 油 引 取 税	134,311
8 自 動 車 税	8 自 動 車 税	12,437,594
9 鉱 区 税	9 鉱 区 税	17,064,970
10 固 定 資 産 税	10 固 定 資 産 税	2,339
11 核 燃 料 物 質 等 取 扱 税	11 核 燃 料 物 質 等 取 扱 税	517,305
12 狩 猟 税	12 狩 猟 税	19,367,711
13 産 業 廃 棄 物 税	13 産 業 廃 棄 物 税	4,259
		78,153

1	社 会 福 祉 費	57,529,958	3	河 川 海 岸 費	11,197,270
2	児 童 福 祉 費	25,013,437	4	港 灣 計 画 費	4,023,219
3	生 活 保 護 費	7,921,408	5	都 市 空 港 費	3,687,968
4	社 会 保 險 助 費	13,120,959	6	住 宅 費	2,039,198
5	災 害 健 助 費	75,009	7	警 察 費	1,657,514
4	環 境 保 健 費	45,249,062	9	警 察 管 理 費	32,529,095
1	公 衆 衛 生 費	26,497,764	1	警 察 活 動 費	29,108,496
2	環 境 衛 生 費	2,744,686	2	警 察 總 務 費	3,420,599
3	保 健 所 費	1,476,476	10	教 育 費	132,104,688
4	医 藥 策 費	7,787,931	1	教 育 校 務 費	12,599,761
5	公 害 對 策 費	1,384,532	2	小 学 校 費	43,242,190
6	自 然 保 護 費	510,030	3	中 学 校 費	27,224,651
7	病 院 費	3,682,435	4	高 等 学 校 費	32,461,411
8	大 学 費	1,165,208	5	特 別 支 援 学 校 費	11,869,429
5	勞 働 政 策 費	2,247,433	6	社 会 教 育 費	2,634,370
1	勞 働 訓 練 費	597,450	7	保 健 体 育 費	2,072,876
2	職 業 委 員 會 費	1,561,845	11	災 害 復 旧 費	4,134,338
3	勞 働 委 員 會 費	88,138	1	農 林 水 産 設 施 災 害 復 旧 費	699,568
6	農 林 水 産 業 費	46,334,387	2	土 木 設 施 災 害 復 旧 費	3,434,770
1	農 業 費	9,511,533	12	公 債 費	104,146,279
2	り 心 振 興 費	565,971	1	公 債 費	104,146,279
3	畜 産 業 費	1,428,988	13	諸 支 出 金	61,553,303
4	農 地 費	18,152,759	1	地 方 消 費 税 清 算 金	30,174,067
5	林 業 費	4,749,168	2	利 子 割 交 付 金	102,726
6	水 産 業 費	11,925,968	3	配 当 割 交 付 金	258,781
7	商 工 業 費	94,769,864	4	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	227,788
1	商 工 費	76,675,436	5	法 人 事 業 税 交 付 金	1,624,891
2	観 光 費	2,345,571	6	地 方 消 費 税 交 付 金	28,596,505
3	大 規 模 開 発 費	15,748,857	7	ゴ ー ル フ 場 利 用 税 交 付 金	100,769
8	土 木 管 理 費	60,519,671	8	自 動 車 取 得 税 交 付 金	1
1	土 道 橋 梁 費	3,138,149	9	環 境 性 能 割 交 付 金	467,774
2	土 道 橋 梁 費	34,776,353	10	利 子 割 精 算 金	1

14 子 備 費
 1 子 備 費
 歳 出 合 計
 718,600,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額 千円			
令和3年度獣医師修学資金貸付	令和4年度から令和5年度まで		4,320	令和3年度中山間地域総合整備事業工事代金	令和4年度から令和5年度まで	267,000
青森・岩手県境不法投棄事案に係る風評被害対策給付金	令和3年度から令和4年度まで	3,000,000		国営小田川二期地区事業費負担償還金	令和4年度から令和19年度まで	618,496
令和3年度医師修学資金貸付	令和4年度から令和8年度まで	27,000		令和3年度漁業近代化資金の利子補給	令和4年度から令和23年度まで	利子補給対象借入資金限度額 1,200,000 利子補給率0.7%から1.3%
令和3年度看護師等修学資金貸付(看護師等養成所分)	令和4年度から令和5年度まで	13,488		令和3年度漁業経営維持安定資金利子補給	令和4年度から令和18年度まで	利子補給対象借入資金限度額 50,000 利子補給率1.3%
令和3年度白神山地区ビクターセンター改修事業工事代金	令和4年度	60,462		令和3年度漁業経営高度化促進支援資金利子補給	令和4年度から令和13年度まで	利子補給対象借入資金限度額 200,000 利子補給率0.15%
令和3年度離職者等再就職訓練事業委託代金	令和4年度から令和5年度まで	226,446		令和3年度八戸漁業用海岸局無線設備更新事業費補助	令和4年度	216,593
令和3年度農業近代化資金の利子補給	令和4年度から令和19年度まで	利子補給対象借入資金限度額 1,200,000 利子補給率0.6%から1.3%		令和3年度新型コロナウイルス感染症中小企業経営再建特別対策事業費補助	令和4年度から令和6年度まで	142,500
令和3年度農業経営負担軽減支援資金の利子補給	令和4年度から令和19年度まで	利子補給対象借入資金限度額 100,000 利子補給率1.3%		令和3年度誘致企業本社機能移転促進費補助	令和3年度から令和4年度まで	30,000
令和3年度農地中間管理機構の農地売買等事業(一般入資金借入金に対する損失補償)	令和3年度から令和5年度まで	32,815		かつ小川原開発地区企業立地促進費補助	令和3年度から令和4年度まで	55,000
令和3年度農地中間管理機構の農地売買等事業(担い手支援資金借入金に対する損失補償)	令和3年度から令和5年度まで	289,780		令和3年度IT・コネクタクトセクター関連産業立地促進費補助	令和3年度から令和6年度まで	227,500
令和3年度基幹水利施設スロットクワネシステム事業工事代金	令和4年度	111,000		令和3年度青森県産業立地促進費補助	令和3年度から令和12年度まで	3,000,000
令和3年度農業水利施設保全合理化事業工事代金	令和4年度	350,000		令和3年度青森県道路公社の有料道路運営資金借入金に対する損失補償	令和3年度	693,069(に約定利子と遅延利息を加えた額)
令和3年度防災ダム事業工事代金	令和4年度	130,000		令和3年度国道394号橋梁補修事業(城ヶ倉大橋)工事代金	令和4年度	275,000
				令和3年度国道101号道路改築事業(仮称新追良瀬橋)工事代金	令和4年度	110,000
				令和3年度川内佐井線道路建設整備事業工事代金	令和4年度	186,000
						260,000

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法	
令和3年度白根市川環状線都市計画街路事業工事代金	450,000	令和4年度から令和5年度まで			不法投棄産業廃棄物対策事業
令和3年度青森空港化学消防車購入費	204,160	令和4年度			三内丸山遺跡史跡整備事業
令和3年度定時制通信制修学奨励金貸付	5,520	令和4年度から令和6年度まで			砂防事業
港湾事業	1,045,000	普通貸借又は債券発行	9.0以内	公的資金の場合は、融通条件による。他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。償還又は借り年限変更ができる。	警察本部庁舎耐震・長寿命化改修事業
河川事業	2,187,000				自然災害防止事業
海岸事業	397,000				県道等整備事業
農業農村整備事業	3,627,000				自治研修所改修事業
災害関連事業	1,533,000				合同庁舎等整備事業
治水事業	588,000				アピオあおもり改修事業
都市計画事業	201,000				防災情報ネットワーク更新事業
治山事業	462,000				消防学校施設整備事業
林道事業	96,000				県民福祉プラザ施設整備事業
漁港事業	3,119,000				青森福祉庁舎設備改修事業
自然公園施設整備事業	49,000				療育福祉・医療療育センター改修事業
道路事業	10,531,000				白神山地ビクターセンター改修事業
空港事業	156,000				菅農高等学校施設整備事業
公園事業	74,000				県立美術館設備改修事業
警察施設整備事業	598,000				体育施設整備事業
交通安全施設整備事業	208,000				埋蔵文化財調査センター改修事業
高等学校整備事業	1,413,000				社会教育施設整備事業
公営住宅建設事業	513,000				総合学校教育センター施設整備事業
過年発生補助災害復旧事業	17,000				臨時財政対策債
現年発生補助災害復旧事業	1,259,000				公有林整備事業
現年発生国直轄災害復旧事業	133,000				

令和3年度青森県公債費特別会計予算

令和3年度青森県公債費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、次に定めるところによる。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款 項

金 額
千円

1 繰 入 金 109,138,481

1 一 般 会 計 繰 入 金 104,020,922

2 基 金 繰 入 金 5,117,559

2 県 債 63,230,000

1 県 債 63,230,000

歳 入 合 計 172,368,481

歳 出

款 項

金 額
千円

1 公 債 費 172,368,481

1 公 債 費 172,368,481

歳 出 合 計 172,368,481

第2表 地方債

起債の目的 限度額 起債の方法 利率 償還の方法

一般会計借換債 63,230,000

普通貸借又は債券発行 9.0% 知事が借入先と協議の上定める。ただし、県財政の都合により年限変更、繰上償還又は借換することができる。

計 63,230,000

令和3年度青森県療育福祉・医療療育センター特別会計予算

令和3年度青森県療育福祉・医療療育センター特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,994,428千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、190,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款 項

金 額
千円

1 使用料及び手数料 1,244,193

1 使 用 料 1,244,193

2 財 産 収 入 349

1 財 産 運 用 収 入 349

3	繰入金	700,053
1	一般会計繰入金	700,053
4	繰越金	3
1	繰越金	3
5	諸収入	49,830
1	県預金利息	160
2	受託事業収入	773
3	雑収入	48,897
歳入合計		1,994,428

歳出	金額	
1	療育福祉・医療療育センター費	
1	あすなろ療育福祉センター費	1,994,268
2	さわらび療育福祉センター費	728,281
3	はまなす医療療育センター費	422,215
2	公債費	843,772
1	公債費	160
歳出合計		1,994,428

令和3年度青森県港湾整備事業特別会計予算

令和3年度青森県港湾整備事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ447,880千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款項	金額	
1	分担金及び負担金	
1	負担金	31,107
2	使用料及び手数料	31,107
1	使用料	416,760
3	繰越金	416,760
1	繰越金	1
4	諸収入	1
1	県預金利息	12
2	雑収入	1
歳入合計		11

歳出	金額	
1	港湾整備事業費	
1	青森港整備事業費	173,616
2	八戸港整備事業費	19,121
3	津軽港整備事業費	151,782
4	大湊港整備事業費	1,035
2	公債費	1,678
1	公債費	172,699
3	繰越金	172,699
1	繰越金	172,699
歳出合計		101,565
歳入合計		101,565
歳入歳出予算		447,880

令和3年度青森県証紙特別会計予算

令和3年度青森県証紙特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,260,549千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額 千円
1	証紙管理収入	1 証紙取扱収入	2,174,065
		2 繰入金	2,174,065
		3 繰越金	86,483
1	繰越金	1 繰越金	86,483
		1 繰越金	1
合計			2,260,549
歳出	款	項	金額
			千円
			1 証紙管理取扱費
1	繰越金	繰越金	2,260,549
			1 繰越金
合計			2,260,549

令和3年度青森県管理特別会計予算

令和3年度青森県管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ311,534千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額 千円
1	繰越金	1 繰越金	1
		1 繰越金	1

諸収入	1 管理費収入	合計	金額 千円
311,533	311,533	311,534	311,534

歳出	款	項	金額 千円
1	管理費	1 管理費	311,534
		1 管理費	311,534
		1 管理費	311,534
合計			311,534

令和3年度青森県公共用地先行取得事業特別会計予算

令和3年度青森県公共用地先行取得事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ459,605千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額 千円
1	財産収入	1 財産売却収入	109,605
		1 財産売却収入	109,605
		1 財産売却収入	350,000
1	繰越金	1 繰越金	350,000
		1 繰越金	459,605
歳出	款	項	金額
		千円	
1	土木費	1 土木費	459,605
		1 土木費	459,605

令和3年度青森県駐車場事業特別会計予算

歳出合計 459,605

令和3年度青森県駐車場事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ40,748千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入	金額千円
1 使用料及び手数料	30,296
1 使用料	30,296
2 財産収入	152
1 財産運用収入	152
3 繰越金	1
1 繰越金	1
4 諸収入	10,299
1 県預金利息	1
2 雑収入	10,298
歳入合計	40,748
歳出	金額千円
1 駐車場事業費	22,213
1 県営駐車場運営費	19,279
2 地下駐車場運営費	2,934

2 公債費 1

 1 公債費 1

3 繰出金 18,534

 1 一般会計繰出金 18,534

歳出合計 40,748

令和3年度青森県鉄道施設事業特別会計予算

令和3年度青森県鉄道施設事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,524,684千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,570,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入	金額千円
1 使用料及び手数料	4,774,167
1 使用料	4,774,167
2 国庫支出金	19,763
1 国庫補助金	19,763
3 繰入金	617,989
1 一般会計繰入金	617,989
4 諸収入	30,765

4	諸支出金	1
2	公債費	225
1	公債費	225
歳出合計		128,107,300

令和3年度青森県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和3年度青森県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ561,709千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、80,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額 千円
1	総入	金	18,112
1	一般会計繰入金	金	18,112
2	繰越金	金	336,142
1	繰越金	金	336,142
3	諸収入	金	207,455
1	県預金利息収入	子	1
2	貸付金元利収入	子	207,450
3	雑収入	雑	4
歳入合計			561,709
歳出			

款	項	金額 千円
1	母子父子寡婦福祉資金貸付費	561,709
1	母子父子寡婦福祉資金貸付費	561,709
歳出合計		561,709

第2表 債務負担行為

事項	項目	期間	限度	金額 千円
令和3年度母子福祉資金貸付金	令和3年度母子福祉資金貸付金	令和4年度から令和6年度まで		121,206
令和3年度父子福祉資金貸付金	令和3年度父子福祉資金貸付金	令和4年度から令和6年度まで		13,266
令和3年度寡婦福祉資金貸付金	令和3年度寡婦福祉資金貸付金	令和4年度から令和6年度まで		5,265

令和3年度青森県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

令和3年度青森県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,190,495千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額 千円
1	繰入金	金	6,511
1	一般会計繰入金	金	6,511

2	繰越金	172,825
1	繰越収入	172,825
3	繰越収入	1,734,989
1	諸借入金	1,720,264
2	貸付金	600
3	雑利子	14,123
4	貸付金利	276,170
1	県債	276,170
歳入合計		2,190,495

1	小規模企業者等設備導入資金貸付金	345,230
1	小規模企業者等設備導入資金貸付金	345,230
2	事務費	7,114
1	諸費	7,114
3	公債費	1,677,924
1	公債費	1,677,924
4	繰出金	160,227
1	一般会計繰出金	160,227
歳出合計		2,190,495

第2表 地方債	起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
中小企業高度化資金貸付金	276,170	普通貸借	0.43	独立行政法人中小企業基盤整備機構の貸付条件による。	
計	276,170	／	／	／	

令和3年度青森県林業・木材産業改善資金特別会計予算

令和3年度青森県林業・木材産業改善資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ71,936千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	70,100
1 歳入	70,100
1 歳入	66,099
2 歳入	4,001
1 歳入	1,836
2 歳入	1,833
歳入合計	71,936

歳出	71,936
1 歳出	71,936
1 歳出	70,100
2 歳出	50,000
3 歳出	13,400
1 歳出	6,700
2 歳出	1,836
1 歳出	1,836
歳出合計	71,936

令和3年度青森県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和3年度青森県沿岸漁業改善資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ132,357千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額 千円
1	貸付	勘定収入	130,000
		繰越収入	72,296
		雑収入	57,704
2	業務	勘定収入	2,357
		繰越収入	2,353
		雑収入	1
3	雑	諸収入	3
歳入	合計		132,357

歳出

款	項	金額 千円	
1	貸付	勘定	130,000
		1 沿岸漁業改善資金貸付金	130,000
2	業務	勘定	2,357
		1 取扱事務費	2,357
歳出	合計	132,357	

令和3年度青森県病院事業会計予算

(総則)
第1条 令和3年度青森県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。
(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	青森県立中央病院	
(1)	病 床 数	684床

(2) 年間患者数 458,035人

イ 入院患者数 179,493人

ロ 外来患者数 278,542人

(3) 一日平均患者数

イ 入院患者数 492人

ロ 外来患者数 1,151人

(4) 建設改良

イ 病院工事 438,000千円

ロ 資産購入 583,138千円

ハ リース資産購入 358,589千円

2 青森県立つくしが丘病院

(1) 病 床 数 230床

(2) 年 間 患 者 数 72,348人

イ 入院患者数 42,340人

ロ 外来患者数 30,008人

(3) 一日平均患者数

イ 入院患者数 116人

ロ 外来患者数 124人

(4) 建設改良

イ 資産購入 51,340千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 中央病院事業収益 27,763,292千円

第1項 医 業 収 益 23,240,414千円

第2項 医 業 外 収 益 4,522,878千円

第2款 つくしが丘病院事業収益 1,891,467千円

第1項 医 業 収 益 1,213,251千円

第2項 医 業 外 収 益 678,216千円

支 出

第1款 中央病院事業費用 27,984,219千円

第1項	医 業 費 用	27,577,795千円
第2項	医 業 外 費 用	396,424千円
第3項	予 備 費	10,000千円
第2款	つくしが丘病院事業費用	1,925,265千円
第1項	医 業 費 用	1,916,351千円
第2項	医 業 外 費 用	7,914千円
第3項	予 備 費	1,000千円

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,043,934千円は建設改良積立金66,000千円及び損益勘定留保資金977,934千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款	中央病院資本的収入	1,522,171千円
第1項	負 担 金	626,171千円
第2項	企 業 債	896,000千円
第2款	つくしが丘病院資本的収入	94,640千円
第1項	負 担 金	45,640千円
第2項	企 業 債	49,000千円
支 出		
第1款	中央病院資本的支出	2,564,405千円
第1項	建 設 改 良 費	1,379,727千円
第2項	企 業 債 償 還 金	1,084,678千円
第3項	他会計からの長期借入金償還金	100,000千円
第2款	つくしが丘病院資本的支出	96,340千円
第1項	建 設 改 良 費	51,340千円
第2項	企 業 債 償 還 金	45,000千円

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款 項	事 業 名	総 額 千 円	年 度	年 割 額 千 円
-----	-------	---------	-----	-----------

1	中央病院資本的支出			
1	建設改良費	県立中央病院空調・配管設備改修工事費	212,000	令和3年度 8,500
		県立中央病院衛生設備・各種配管等改修工事費	180,000	令和4年度 203,500
			令和3年度	8,500
			令和4年度	171,500

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額 千 円	起債の方法	利率 %	償 還 の 方 法
県立中央病院施設整備事業及び医療器械整備事業	896,000	普通貸借又は債券発行	9.0以内	公的資金の場合は、融通条件による。場合は、知事が借入先と協議の上定める。合に上り年限変更、繰上償還又は借換することができる。
県立つくしが丘病院医療器械整備事業	49,000			
計	945,000	/	/	/

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

医業費用と医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)	職 員 給 与 費	13,198,446千円
(2)	交 際 費	201千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、10,007,237千円と定める。

令和3年度青森県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度青森県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 事業量	
イ 年間総給水量	114,071,380立方メートル
ロ 給水事業所数	10事業所
ハ 一日平均給水量	312,524立方メートル
(収益的収入及び支出)	

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	
第1款 工業用水道事業収益	927,682千円
第1項 営業収益	926,031千円
第2項 営業外収益	1,651千円
支出	
第1款 工業用水道事業費用	870,309千円
第1項 営業費用	822,425千円
第2項 営業外費用	37,884千円
第3項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額163,830千円は建設改良積立金56,061千円、損益勘定留保資金102,164千円及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,605千円で補てんするものとする。)

支出	
第1款 資本的支出	163,830千円
第1項 建設改良費	61,666千円
第2項 企業債償還金	102,152千円
第3項 投資その他の投資 (一時借入金)	12千円

第5条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

(1) 職員給与費

147,496千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、3,231千円と定める。

令和3年度青森県下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度青森県下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 青森県流域下水道	
(1) 処理人口	278,180人
(2) 一日平均処理水量	123,207立方メートル
(3) 建設改良	
イ 下水道工事	1,432,191千円
ロ 資産購入	1,309千円
2 青森県十和田湖特定環境保全公共下水道	
(1) 処理人口	15,287人
(2) 一日平均処理水量	1,672立方メートル
(3) 建設改良	
イ 下水道工事	72,820千円
ロ 資産購入	200千円
(収益的収入及び支出)	

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 流域下水道事業収益 4,828,888千円

第1項 営業収益 2,170,258千円

第2項 営業外収益 2,658,630千円

第2款 十和田湖特定環境保全公共下水道事業収益 416,908千円

第1項 営業収益 73,540千円

第2項 営業外収益 343,368千円

支出

第1款 流域下水道事業費用 4,817,189千円

第1項 営業費用 4,513,648千円

第2項 営業外費用 303,541千円

第2款 十和田湖特定環境保全公共下水道事業費用 407,676千円

第1項 営業費用 400,898千円

第2項 営業外費用 6,778千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,856千円は消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,856千円で補てんするものとする。)

収入

第1款 流域下水道資本的収入 1,951,268千円

第1項 企業債 315,000千円

第2項 負担金 832,768千円

第3項 補助金 803,500千円

第2款 十和田湖特定環境保全公共下水道資本的収入 73,020千円

第1項 負担金 45,920千円

第2項 補助金 27,100千円

支出

第1款 流域下水道資本的支出 1,955,212千円

第1項 建設改良費 1,433,500千円

第2項 企業債償還金 521,712千円

第2款 十和田湖特定環境保全公共下水道資本的支出 73,932千円

第1項 建設改良費 73,020千円

第2項 企業債償還金 912千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 限度額 起債の方法 利率 償還の方法

下水道事業 315,000 普通貸借又は債券発行 9.0%以内 公的資金の場合は、融通条件による。その他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。都府県には借り年限変更、繰上償還又は借換することができる。

計 315,000 / /

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 45,779千円

(発行人・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県 森	(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価 小口一枚二付十五円
------------------------------------	---	-----------------------------